

平成 31 年 3 月 5 日
大 阪 府
大 阪 管 区 気 象 台

大阪府の土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

大阪府と大阪管区気象台は、大阪府北部の地震により運用していた土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、平成 31 年 3 月 12 日から通常基準に戻します。

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、大阪府と大阪管区気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度 6 弱を観測した高槻市、枚方市、茨木市、箕面市では通常の 7 割、震度 5 強を観測した豊中市、吹田市、寝屋川市、交野市、島本町では通常の 8 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行なうこととしています。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻しますのでお知らせします。

なお、大阪府で提供する「メッシュ情報」※や気象庁で提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」※についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用してください。

記

- 1 暫定基準廃止・変更日時
平成 31 年 3 月 12 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町（別紙に図示）
高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、豊中市、吹田市、寝屋川市、交野市、島本町
これにより、大阪府内の市町村は全て通常基準となります。

※大阪府のメッシュ情報と気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

大阪府 <http://218.251.72.164/WebSite/G0004/G0004>

気象庁 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：大阪府 都市整備部事業管理室事業企画課 担当 楠本
電話 06-6944-9269 FAX 06-6944-6773
大阪管区気象台 気象防災部予報課 土砂災害気象官 平井
電話 06-6949-6303（内線 5305） FAX 06-6941-1846

